

総社市告示第124号

総社市口座振替収納事務取扱要綱（平成17年総社市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月21日

総社市長 片岡聰一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
(取扱収納金) 第2条 口座振替により収納することができる公金は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(9) 略 <u>(10)</u> 幼稚園給食費 <u>(11)</u> 略 <u>(12)</u> 略 <u>(13)</u> 略 <u>(14)</u> 略 <u>(15)</u> 略 <u>(16)</u> 略 <u>(17)</u> 略 <u>(18)</u> 略 <u>(19)</u> 略	(取扱収納金) 第2条 口座振替により収納することができる公金は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(9) 略 <u>(10)</u> 略 <u>(11)</u> 略 <u>(12)</u> 略 <u>(13)</u> 略 <u>(14)</u> 略 <u>(15)</u> 略 <u>(16)</u> 略 <u>(17)</u> 略 <u>(18)</u> 略

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。